

共生型サービスの推進について ～地域共生社会の実現に向けて～

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 小澤 裕美

要旨

平成 30 年度、国基準としての共生型サービスが開始された。共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう片方の指定も受けやすくする制度である。県内共生型サービスの現状を見つめ直し、今後の方策につなげていくために実施した。

1 研究目的

県内における共生型サービスの現状と課題を明らかにし事業展開することを目的とする。

2 研究方法

県内短期入所施設を併設する特別養護老人ホーム 314 か所を対象に、kintone によるアンケート調査を行った。調査期間は、令和6年12月20日から令和7年1月10日とし、85 か所からの回答があった。(回答率 27%)

調査への協力については任意(自由意思)によるものであることの倫理的配慮を行った。実施については、静岡県健康福祉部福祉長寿政策課の承認を得ている。

3 結果

(1) 共生型サービスの指定状況

「共生型サービスの指定を受けている事業所」は9か所(11%)、「指定を受けていないが興味がある事業所」は 22 か所(26%)、「指定を受けておらず今後受ける予定もない事業所」は 54 か所(63%)であった。

(2) 共生型サービスの指定を受ける、きっかけとその効果

共生型サービスを受けるきっかけは、「行政からの依頼」が3か所、「自発的な地域貢献(例えば近くに障がいがある方を受け入れる施設がない等)」が4か所、「その他」として緊急時に空床を利用した事業所が1か所あった。

効果は、「地域のニーズを受け止め、地域に貢献できる」が8か所と最も多く、「緊急的な対応」が1か所であった。

課題は、「障がいのある方への適切なケア対応」が8か所で最も多かった。その他、「利用者や家族の要望の調整が難しい」「職員の障がいサービス制度への理解」等があげられた。

また、受けていないが興味がある事業所の理由は、「自発的な地域貢献のため(近くに障がいのある方を受入れる施設がないから等)」であり、13 か所あった。

行政に望む支援は、「研修会・勉強会の実施」が 13 か所と最も多かった。

一方、共生型サービスの指定を受けておらず、今後も受ける予定もない事業所のうち、「職員が不足しており、障がいのある方を受入れられる余裕がない」と回答したのは 34 か所(40%)だった。

4 考察・結論

高齢者施設で障がいのある方へのケアに不安を感じていることがわかった。一方で、高齢者施設と障がいのある方を支援する施設間で異動のある施設においては、受入がスムーズにできていることがある。この結果、今後、受け入れてみたいという事業所に対し、障がいのある方への定期的な研修会・勉強会の実施や、手続き方法や制度の仕組みを個別にアドバイスするアドバイザーの確保が必要である。